

神戸工科高校生徒指導上の注意 改定版

令和7年1学期まで	令和7年2学期(9月1日)より適用
<p>1. 服装や履物について</p> <p>(1)授業、実習、体育など学校での生活が安全に行える服装にすること。 ・各授業で指定された服装があればそれに従う。例)・実習時の服装、体育授業時の服装など</p> <p>2. ピアス・指輪・ネックレス・サングラスなど装飾品について</p> <p>(1)校内での生活、各授業で外すように指示があれば従う。 例)・室内での帽子やサングラス(事情のある場合は除く) ・体育や実習で危険が伴うために指示された場合</p> <p>(2)タトゥー、入れ墨は就職や学校での集団生活に影響を及ぼす可能性が大きいので禁止。</p> <p>3. 頭髪について</p> <p>(1)髪の毛の染髪、脱色は禁止。</p> <p>4. 携帯電話・スマートフォン等について</p> <p>(1)授業中の使用は認めない。電源を切るか、マナーモードにすること(バイブ機能も切っておくこと)。 ①授業中、携帯電話を使用するのは、授業妨害に当たります。 ※注意を受けて携帯電話を預けない場合は、特別指導の対象となる。 ②定期考査・検定試験中の使用は、不正行為にあたり特別指導の対象となる。 ③学校のコンセントでの充電は認めない。</p> <p>(2)保護者から本人への連絡が必要な時は、学校に電話して下さい。 ☎(078)272-9955・9910</p>	<p>1. 服装や履物について</p> <p>(1)授業、実習、体育など学校での生活が安全に行える服装にすること。 ・各授業で指定された服装があればそれに従う。 例)・実習時の服装、体育授業時の服装など</p> <p>2. ピアス・指輪・ネックレス・サングラスなど装飾品について</p> <p>(1)校内での生活、各授業で外すように指示があれば従う。 例)・室内での帽子やサングラス(事情のある場合は除く) ・体育や実習で危険が伴うために指示された場合</p> <p>(2)タトゥー、入れ墨は就職や学校での集団生活に影響を及ぼす可能性が大きいので禁止。</p> <p>3. 頭髪について</p> <p>(1)卒業後の進路を見据えて、各自の判断、責任において自由とする。</p> <p>4. 携帯電話・スマートフォン等について</p> <p>(1)授業中の使用は認めない。電源を切るか、マナーモードにすること(バイブ機能も切っておくこと)。 ①授業中、携帯電話を使用するのは、授業妨害に当たります。 ※注意を受けて携帯電話を預けない場合は、特別指導の対象となる。 ②定期考査・検定試験中の使用は、不正行為にあたり特別指導の対象となる。 ③学校のコンセントでの充電は認めない。</p> <p>(2)保護者から本人への連絡が必要な時は、学校に電話して下さい。 ☎(078)272-9955・9910</p>

5. 携帯電話・スマートフォンの被害について

(1)青少年を狙った悪質なメールやサイトが世の中には氾濫しています。被害にあわないためにも不要なアクセスは避けるようにすること。SNS などに、学校名、写真、個人情報などを一切載せないように注意すること(自分だけではなく友人の情報も漏えいすることがある)。

※悪質な書き込み、誹謗・中傷・なりすましメール等を行った場合は、いじめ問題ともなり警察のサイバーパトロールなどと連携をとり発覚すれば、特別指導の対象となることもある。

6. 登校について

(1)午後5時30分に教室にいないと遅刻となる(それ以後は、入室許可書が必要)。

(2)必ず北門を利用し、名票に所定の印を押すこと(出校簿に○出の印を押す)。

(3)無断で校外へ出することは禁止(エスケープにもなる)。

(4)4校時終了後のショートホームルーム(S.T)や清掃活動が終われば帰宅できる。

(5)公共交通機関の遅延により遅れた場合は、学年の先生に申し出ること。

(6)午後3時30分以降の登校を心がける。(全日制とのトラブル防止のため。)

7. 遅刻・早退・欠席について

(1)事前に事由を学校に連絡すること(仕方がない場合には、事後に速やかに連絡すること)。

(2)遅刻した場合は、職員室の入り口で入室届に記入し、学年の先生の印をもらい、教室に行ってその時間の教科の先生に渡すこと。

(3)授業中、トイレに行く時は、教科担当に申し出ること。

(4)授業開始から20分(短縮授業のときは、15分)を越えて、授業場所(教室・実習場・体育館など)に来た場合は欠席扱いとなる。

(5)早退する場合は、職員室で早退届に記入し、学年の先生の印をもらい守衛室に提出後、帰宅すること。なお、家に着いたら学年の先生に連絡すること。

5. 携帯電話・スマートフォンの被害について

(1)青少年を狙った悪質なメールやサイトが世の中には氾濫しています。被害にあわないためにも不要なアクセスは避けるようにすること。SNS などに、学校名、写真、個人情報などを一切載せないように注意すること(自分だけではなく友人の情報も漏えいすることがある)。

※悪質な書き込み、誹謗・中傷・なりすましメール等を行った場合は、いじめ問題ともなり警察のサイバーパトロールなどと連携をとり発覚すれば、特別指導の対象となることもある。

6. 登校について

(1)午後5時30分に教室にいないと遅刻となる(それ以後は、入室許可書が必要)。

(2)必ず北門を利用し、名票に所定の印を押すこと(出校簿に○出の印を押す)。

(3)無断で校外へ出することは禁止(エスケープにもなる)。

(4)4校時終了後のショートホームルーム(S.T)や清掃活動が終われば帰宅できる。

(5)公共交通機関の遅延により遅れた場合は、学年の先生に申し出ること。

(6)午後3時30分以降の登校を心がける。(全日制とのトラブル防止のため。)

7. 遅刻・早退・欠席について

(1)事前に事由を学校に連絡すること(仕方がない場合には、事後に速やかに連絡すること)。

(2)遅刻した場合は、職員室の入り口で入室届に記入し、学年の先生の印をもらい、教室に行ってその時間の教科の先生に渡すこと。

(3)授業中、トイレに行く時は、教科担当に申し出ること。

(4)授業開始から20分(短縮授業のときは、15分)を越えて、授業場所(教室・実習場・体育館など)に来た場合は欠席扱いとなる。

(5)早退する場合は、職員室で早退届に記入し、学年の先生の印をもらい守衛室に提出後、帰宅すること。なお、家に着いたら学年の先生に連絡すること。

(6)遅刻・早退が 3 回で 1 時間の欠課となる

8. 2 時間目以降の遅刻

(1)本校は移動教室も多いので、遅刻にならないように速やかに授業場所へ移動すること(各校時間の休み時間は、5 分と短いので気を付けること)。

9. エスケープについて (1)授業やショートホームルーム(S.T)、行事などを無断で抜けたり下校した場合、また、中抜けの場合(各校時間)は、エスケープとして特別指導の対象となる。

※無断で授業場所から離れないこと。

10. 各公共交通機関の遅延について

(1)各公共交通機関の駅や公共交通機関のホームページなどで、明らかに電車等の遅延が認められた場合、該当する日に関しては出席または遅刻扱いとする。

11. 保健室の利用について

(1)保健室にいても出席扱いにならない(遅刻または早退扱いとなる。平常時間割りの時は、20分、短縮時間割りの時は、15分を超えると欠課となる)。

(2)授業中の保健室利用は、教科担当の先生の許可を得ること。教室に戻るときは、保健室利用届を養護教諭から受け取り、その授業の先生に渡すこと。

12. インフルエンザ・その他感染症対策について

(1)うがい、手洗い、検温、マスクの着用等をしっかり行うこと。

※尚、検査の為の欠席は、出停扱いとなるので、必ず担任に連絡すること。

連絡がない場合は、出停扱いとはならない。

13. 授業中の態度について

~~(6)遅刻・早退が 3 回で 1 時間の欠課となる~~

8. 2 時間目以降の遅刻

(1)本校は移動教室も多いので、遅刻にならないように速やかに授業場所へ移動すること(各校時間の休み時間は、5 分と短いので気を付けること)。

9. エスケープについて (1)授業やショートホームルーム(S.T)、行事などを無断で抜けたり下校した場合、また、中抜けの場合(各校時間)は、エスケープとして特別指導の対象となる。

※無断で授業場所から離れないこと。

10. 各公共交通機関の遅延について

(1)各公共交通機関の駅や公共交通機関のホームページなどで、明らかに電車等の遅延が認められた場合、該当する日に関しては出席または遅刻扱いとする。

11. 保健室の利用について

(1)保健室にいても出席扱いにならない(遅刻または早退扱いとなる。平常時間割りの時は、20分、短縮時間割りの時は、15分を超えると欠課となる)。

(2)授業中の保健室利用は、教科担当の先生の許可を得ること。教室に戻るときは、保健室利用届を養護教諭から受け取り、その授業の先生に渡すこと。

12. インフルエンザ・その他感染症対策について

(1)うがい、手洗い、検温、マスクの着用等をしっかり行うこと。

※尚、検査の為の欠席は、出停扱いとなるので、必ず担任に連絡すること。

連絡がない場合は、出停扱いとはならない。

13. 授業中の態度について

(1)授業を大切にす。

①いい加減な態度(平気で居眠りをしたり、携帯電話をさわったり、漫画などを讀んだり、騒がしくするなど)では進級できない。

②教科担当に注意や指導をされ、素直に従わない場合や、繰り返して行ふ生徒は、特別指導の対象となる。

14. 持ち物について

(1)盗難防止の観点から、原則として貴重品は持ってこない。事情があり持参した場合は、職員室で教頭先生または、担任・学年の先生に預けること。移動教室の場合は、必ず身に付けること。高価な靴などもなくなるように自分で管理すること(原則は、自己管理・自己責任です)。

(2)危険なものや学習に不要なものは、持ってこないこと。

また、友人間の金銭等の貸し借りは、厳禁です(トラブルの元です)。

15. 運転免許について

(1)法定年齢になり、各自が必要と判断するなら運転免許の取得は可能とする。

①ただし、法令を遵守し、マナーを守ること。

②通学で使用することは厳禁とする。判明した場合は特別指導の対象となる。

16. 部活動について

(1)顧問や指導者のもとで、活動すること。

(2)完全下校を守ること(練習終了後、学校周辺で集まったりしない)。

(3)活動時間について、制約がある期間もある(顧問教諭に訊ねて下さい)。

(1)授業を大切にす。

①いい加減な態度(平気で居眠りをしたり、携帯電話をさわったり、漫画などを讀んだり、騒がしくするなど)では進級できない。

②教科担当に注意や指導をされ、素直に従わない場合や、繰り返して行ふ生徒は、特別指導の対象となる。

14. 持ち物について

(1)盗難防止の観点から、原則として貴重品は持ってこない。事情があり持参した場合は、職員室で教頭先生または、担任・学年の先生に預けること。移動教室の場合は、必ず身に付けること。高価な靴などもなくなるように自分で管理すること(原則は、自己管理・自己責任です)。

(2)危険なものや学習に不要なものは、持ってこないこと。

また、友人間の金銭等の貸し借りは、厳禁です(トラブルの元です)。

15. 運転免許について

(1)法定年齢になり、各自が必要と判断するなら運転免許の取得は可能とする。

①ただし、法令を遵守し、マナーを守ること。

②通学で使用することは厳禁とする。判明した場合は特別指導の対象となる。

16. 部活動について

(1)顧問や指導者のもとで、活動すること。

(2)完全下校を守ること(練習終了後、学校周辺で集まったりしない)。

(3)活動時間について、制約がある期間もある(顧問教諭に訊ねて下さい)。

17. 自転車通学について

(1)自転車通学は許可している。

①整備不良、あるいは道路交通法に違反する自転車は使用禁止。特に、夜間に運転するので無灯火にならないようにする。交通事故が多発しているので十分に気をつけること(自転車側が多額の賠償を支払う事例もある)。

②夜間の無灯火や、一旦停止無視、飛び出しに注意すること。

③自転車販売店等にて各自で、任意保険に必ず加入すること(義務)。

18. 食堂の利用について(通常の午後5時30分始業時)

(1)午後5時20分:食品販売時間終了。

(2)午後5時25分:食堂利用時間終了。

(3)午後5時30分以降の利用は認めない。

(4)利用マナーを守って食堂利用すること。セルフサービス遵守(整理整頓・清潔厳守)。食堂備品や紙コップは、食堂から持ち出さないこと。

原則として、パンやおにぎりや牛乳は食堂で食べてしまうこと(ごみ防止)。

ただし、教室で飲食する場合は、休み時間内にすませること(立ち食いや授業中の飲食は禁止する)。

(5)ゴミが散乱したり、利用方法が著しく悪い場合は、教室への持ち込みを禁止することがある。ごみは、仕分けをして、必ず専用のごみ箱に入れること。リサイクルされますので協力して下さい。

19. 飲酒・喫煙について

(1)20歳以上の生徒についても敷地内完全禁煙です。(駅周辺の通学路についても禁煙とし、電子タバコも禁止)。

(2)タバコ・喫煙具(ライターなど)所持、及び喫煙同席も、特別指導の対象です。

※20歳未満の飲酒・喫煙は法的にも禁止事項です。

17. 自転車通学について

(1)自転車通学は許可している。

①整備不良、あるいは道路交通法に違反する自転車は使用禁止。特に、夜間に運転するので無灯火にならないようにする。交通事故が多発しているので十分に気をつけること(自転車側が多額の賠償を支払う事例もある)。

②夜間の無灯火や、一旦停止無視、飛び出しに注意すること。

③自転車販売店等にて各自で、任意保険に必ず加入すること(義務)。

18. 食堂の利用について(通常の午後5時30分始業時)

(1)午後5時20分:食品販売時間終了。

(2)午後5時25分:食堂利用時間終了。

(3)午後5時30分以降の利用は認めない。

(4)利用マナーを守って食堂利用すること。セルフサービス遵守(整理整頓・清潔厳守)。食堂備品や紙コップは、食堂から持ち出さないこと。

原則として、パンやおにぎりや牛乳は食堂で食べてしまうこと(ごみ防止)。

ただし、教室で飲食する場合は、休み時間内にすませること(立ち食いや授業中の飲食は禁止する)。

(5)ゴミが散乱したり、利用方法が著しく悪い場合は、教室への持ち込みを禁止することがある。ごみは、仕分けをして、必ず専用のごみ箱に入れること。リサイクルされますので協力して下さい。

19. 飲酒・喫煙について

(1)20歳以上の生徒についても敷地内完全禁煙です。(駅周辺の通学路についても禁煙とし、電子タバコも禁止)。

(2)タバコ・喫煙具(ライターなど)所持、及び喫煙同席も、特別指導の対象です。

※20歳未満の飲酒・喫煙は法的にも禁止事項です。

20. 薬物乱用防止について

(1)違法薬物への関与（所持、使用、購入、販売、譲渡、譲受など）は厳禁です。また、睡眠導入剤等、医薬品を目的以外で使用することも薬物乱用になり、厳禁です。（使用・所持した場合は特別指導になる。） ※薬物に関与すると逮捕という事にもなり、また、自分自身の身体も傷め、人生が台無しになります。

21. 登下校の注意

(1)近年、登下校時において、青少年が陰湿な行為で被害にあうことが増えている。危険なことに巻き込まれないためにも、身だしなみを整え、用心して行動するようにすること。

(2)下校時間が夜間になるので、寄り道等しないで素早く帰宅すること。また、近隣の方々に迷惑をかけないこと。近隣の方々の通報等もあります。

22. マナーについて

(1)登校時校門や授業前後などでの挨拶をしっかりすること。

(2)職員室の出入りの際は、「失礼します」「失礼しました」と声を掛けること。

(3)トイレの使い方、公共物を大切にすること。

(4)教室、廊下を走らないこと。

(5)校舎内での遊びごとは、禁止です。

(6)教室・廊下・階段等にゴミやガムなどを絶対に捨てないこと。 ※教室を含む学校全体をきれいに保ち、学校の設備、備品を大切に扱うこと。

(7)「こんにちは」「こんばんは」「さようなら」など誰にでも気持ち良く挨拶ができるように各学年・教科・部活動などを通じて指導します（努力してください）。

20. 薬物乱用防止について

(1)違法薬物への関与（所持、使用、購入、販売、譲渡、譲受など）は厳禁です。また、睡眠導入剤等、医薬品を目的以外で使用することも薬物乱用になり、厳禁です。（使用・所持した場合は特別指導になる。） ※薬物に関与すると逮捕という事にもなり、また、自分自身の身体も傷め、人生が台無しになります。

21. 登下校の注意

(1)近年、登下校時において、青少年が陰湿な行為で被害にあうことが増えている。危険なことに巻き込まれないためにも、身だしなみを整え、用心して行動するようにすること。

(2)下校時間が夜間になるので、寄り道等しないで素早く帰宅すること。また、近隣の方々に迷惑をかけないこと。近隣の方々の通報等もあります。

22. マナーについて

(1)登校時校門や授業前後などでの挨拶をしっかりすること。

(2)職員室の出入りの際は、「失礼します」「失礼しました」と声を掛けること。

(3)トイレの使い方、公共物を大切にすること。

(4)教室、廊下を走らないこと。

(5)校舎内での遊びごとは、禁止です。

(6)教室・廊下・階段等にゴミやガムなどを絶対に捨てないこと。 ※教室を含む学校全体をきれいに保ち、学校の設備、備品を大切に扱うこと。

(7)「こんにちは」「こんばんは」「さようなら」など誰にでも気持ち良く挨拶ができるように各学年・教科・部活動などを通じて指導します（努力してください）。

23. エレベーターの利用について

(1)ケガや身体的理由などの特別な事情がない限り、学校の許可なく使用できません。(階段を利用すること)。※特別な事情があるときは、担任を通して指導部に許可を受けること。また、いたずらにエレベーターのボタンを押したり、利用に関しての決まりを守れない場合は、厳しい指導があります。

24. バスや電車の乗車時や公共の場におけるマナー

- (1)携帯電話は、マナーモードにしておくか、電源を切ること。
- (2)優先座席の使用の制限や体の不自由な人へ席を譲ったり、手助けをすること。
- (3)道をふさいだり、騒いだりしないこと。また、店先や駅前で長時間集まらないこと(たまり行為は禁止)。
- (4)学校近隣のマンションや敷地内、駐車場や駐輪場などへの立ち入りや通り抜けは、不必要な誤解を招くので、行わないこと。

※その他 困ったことがあった場合は、学校に相談してください。以上の文章に記載されていない事項であっても、著しく秩序を乱したり迷惑をかけるなど、神戸工科生としてふさわしくない行動については、指導部が会議を開き、特別指導の判断をする場合があります。

◎特別指導とは、反社会的行為や学校秩序を乱したり迷惑をかける等、神戸工科生としてふさわしくない行動について、本人が反省をして本校のルール・マナーを厳守することが約束できる者に対して行う神戸工科高校の指導規定である。

23. エレベーターの利用について

(1)ケガや身体的理由などの特別な事情がない限り、学校の許可なく使用できません。(階段を利用すること)。※特別な事情があるときは、担任を通して指導部に許可を受けること。また、いたずらにエレベーターのボタンを押したり、利用に関しての決まりを守れない場合は、厳しい指導があります。

24. バスや電車の乗車時や公共の場におけるマナー

- (1)携帯電話は、マナーモードにしておくか、電源を切ること。
- (2)優先座席の使用の制限や体の不自由な人へ席を譲ったり、手助けをすること。
- (3)道をふさいだり、騒いだりしないこと。また、店先や駅前で長時間集まらないこと(たまり行為は禁止)。
- (4)学校近隣のマンションや敷地内、駐車場や駐輪場などへの立ち入りや通り抜けは、不必要な誤解を招くので、行わないこと。

※その他 困ったことがあった場合は、学校に相談してください。以上の文章に記載されていない事項であっても、著しく秩序を乱したり迷惑をかけるなど、神戸工科生としてふさわしくない行動については、指導部が会議を開き、特別指導の判断をする場合があります。

◎特別指導とは、反社会的行為や学校秩序を乱したり迷惑をかける等、神戸工科生としてふさわしくない行動について、本人が反省をして本校のルール・マナーを厳守することが約束できる者に対して行う神戸工科高校の指導規定である。